

令和6年度保育所途中入所登録について

八幡浜市では、年度途中に入所する方を対象に、令和3年度より途中入所登録制度を導入しています。保護者の方が安心して職場復帰（農繁期）に臨めるよう、優先的に入所調整を行います。内容をよくご確認のうえ、お申込みください。

1. 対象者

途中入所を希望する児童及びその保護者が、申し込み時及び入所希望月の初日に、八幡浜市に住民登録があり、現に在住していること。

上記に加え、以下の①、②のいずれかに該当する方

①保護者が法律に定める育児休業取得後に、休業前の職場に復帰することが確実で、入所希望月時点で満1歳以降の児童に限る。

②農繁期のみの保育を希望する方

※農繁期終了後、退所となります。



2. 対象施設 市内公立保育所、認定こども園

〔 ・白浜保育所 ・千丈保育所 ・愛宕保育所 ・双岩保育所 ・川上保育所
・日土保育所 ・真穴保育所 ・保内保育所 ・神山こども園 〕

3. 受付期間 令和5年11月1日（水）～令和6年3月31日（日）

※令和6年5月～7月に入所希望の方については、令和6年1月末までにお申し込みください。

4. 受付場所 市役所子育て支援課（開庁時間内）

5. 申込みに必要なもの ・育児休業を取得（給付金を受給）していることが分かる証明等
例）育児休業給付金支給決定通知書等

※証明等がない方については、子育て支援課にある様式をご利用ください。

6. 申込み後の流れ

①保育所入所希望月の前々月10日（休日の場合は翌営業日）までに市役所子育て支援課に入所申込書を提出してください。

②選考により確実に入所できる方については、前々月の20日頃に市役所子育て支援課より「仮利用決定通知」を送付します。仮利用決定が出来なかった方については、「選考協議中」の通知をします。

③入所希望月の前月10日頃に再度、入所選考を行い、前月中旬に改めて結果を通知します。

※保育所の入所状況により、希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。

【問い合わせ】

八幡浜市子育て支援課
保育・幼稚園係

TEL：0894-21-0402